

公金支出事務における私人委託制度の見直しについて (試案)

公金支出事務における私人委託制度の見直しについて（試案）

1. 問題意識

- 前回研究会において、地方公共団体の歳入についての私人委託制度の見直し試案を提示したところであるが、私人による公金の取扱いの見直しに当たって、私人による地方公共団体の歳入の徴収・収納事務の委託と同様に、私人による地方公共団体の歳出の支出事務の委託についても、社会全体のデジタル化の要請に応えるとともに、住民の利便性の向上と地方公共団体の裁量性を拡大する方向で見直しをすべきではないか。
 - ・ 昨今、新型コロナウイルス感染症対策としての各種給付金の給付について、地方公共団体から住民に対して遅滞なく支払事務を行うために地方公共団体以外の者の活用の必要性があるものの、徴収・収納事務の私人委託制度と同様に支出事務の私人委託制度も活用できる経費が特定されている等の制限が設けられているところであり、支出事務の私人委託制度の拡充についても一定の社会的要請はあるものと考えられる。

2. 現行制度

- 地方公共団体は、地方自治法第243条において、法律又は政令に定めがある場合を除き、公金の支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならないこととされるとともに、地方自治法施行令第165条の3第1項において、原則として禁止されている私人による公金支出事務の取扱いを一定の経費に限って認めることを規定している。
- すなわち、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公正な取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合であって、地方公共団体自体が公金を取扱うよりも私人に取り扱わせた方がより適切であると考えられるものについて、一定の限度で私人の公金取扱いを認めたものである。
- 支出事務を委託することができる経費としているものについては、住民の便益の増進を図る目的や会計事務の効率化という実務上の要請に基づいており、また、支出額や支払先（契約の相手方）が不明なものもある一方、支出額や契約の相手方が確定しているものもあり、様々な性質の経費が定められている。

- ここでいう支出事務は、支出負担行為、支出命令及び支払の概念を包括するものであり、支出事務の委託を受けた私人は、交付を受けた資金の目的に従って、債務を負担し、その債務を履行するために正当な債主に対して支払をすることとなるものであり、地方公共団体は支出事務として支出負担行為、支出命令及び支払の事務の全部又は一部を私人へ委託することができることとされている。

<地方公共団体の支出・収入事務の概念図>

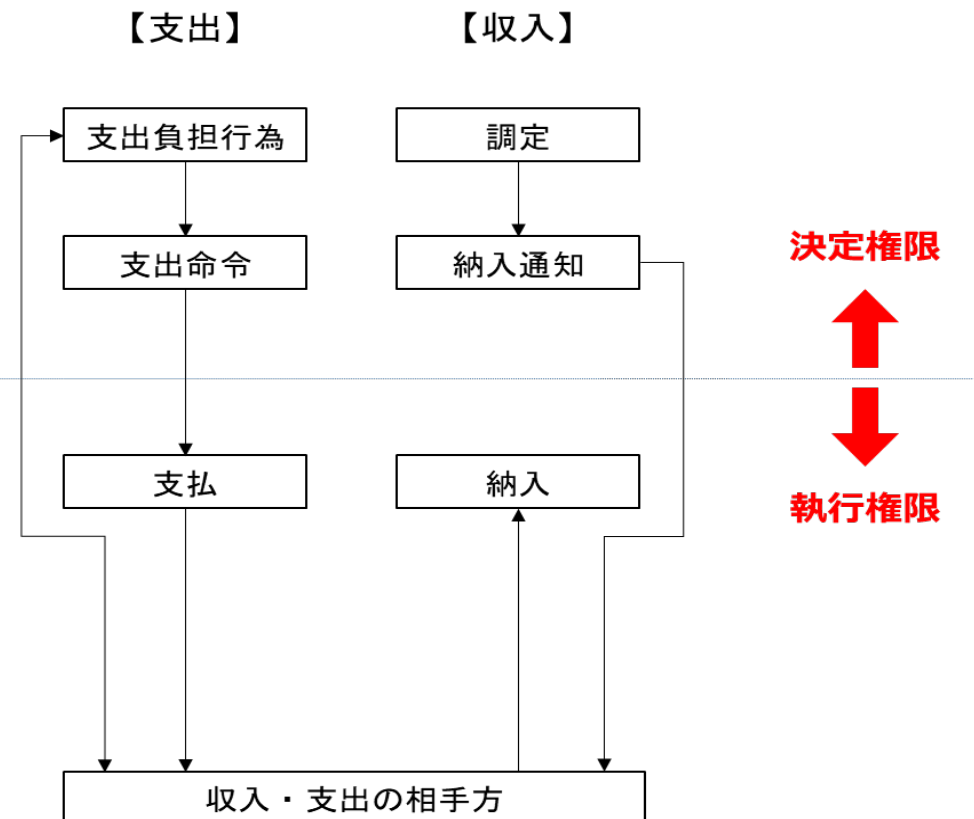
長の権限 (地方自治法§149二～七)

- 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 会計を監督すること。
- 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

財務行為の権限のうち執行権限を委任

会計管理者の権限 (地方自治法§170①・②)

- 現金の出納及び保管を行うこと。
- 小切手を振り出すこと。
- 有価証券の出納及び保管を行うこと。
- 物品の出納及び保管を行うこと。
- 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。



関係条文

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(支出事務の委託)

第百六十五条の三 第百六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）については、必要な資金を交付して、私人に支出の事務を委託することができる。

- 2 前項の規定により支出の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。
- 3 第百五十八条第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

(資金前渡)

第百六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- 一 外国において支払をする経費
- 二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- 三 船舶に属する経費
- 四 給与その他の給付
- 五 地方債の元利償還金
- 六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- 七 報償金その他これに類する経費
- 八 社会保険料

九 官公署に対して支払う経費

十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費

十一 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費

十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費

十三 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

十四 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費

十六 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費

十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。

3 (略)

2. 見直しの方向性について

- 現行法において、支出の事務を私人に委託することができる経費としては、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公正な取り扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合であって、地方公共団体自体が公金を取扱うよりも私人に取り扱わせた方がより適切であると考えられるものについて、一定の限度で私人の公金取扱いを認めている。
- この考え方を維持した上で、一定の条件の下、取り扱うことができる経費の範囲について、地方公共団体が条例で定める経費について対象とするなど、地方公共団体側の一定の裁量を認めることとする方向で見直しをすることができるか。
- 支出事務の私人委託制度の対象となる経費の範囲を拡大する等の拡充を図ることとする場合、現行制度と同等以上の水準を確保するための以下のような新たな措置・手続等を設けることとしてはどうか。

(1) 私人に委託することができる支出の事務について

- 支出事務の私人委託制度を活用することができる経費については、地方公共団体の裁量に委ねることとし、具体の経費の決定は、地方公共団体の支払事務を包括的に担っている指定金融機関の指定について議会の議決を要することとしていることを踏まえ、条例に定めることとしてはどうか。
- 支出事務の私人委託制度を活用できる経費の決定を地方公共団体の裁量に委ねることとした場合、委託をすることができる支出事務の内容として、歳出の支出を決定する行為である支出負担行為までの支出事務全般とするか、経費の性質を踏まえ、個別の経費に係る支出負担行為の事務の委託を留保することとするか、については、現行制度上、様々な経費がある中においてもその取扱いの差異を設けていないことから、特に新たな制限を設けないこととしてもよいのではないか。

(2) 受託者となることのできる者の要件の設定

- 地方自治法施行令第165条の3の規定においては、支出事務を私人に委託することができる受託者の要件は規定されていないが、地方公共団体の裁量により広範に私人に支出の事務を委託することができることとする場合には、徴収・収納事務の私人委託制度の見直しの方向性と同様に、受託者となることのできる者についての一定の要件を設けることが適当ではないか。

(規定の例)

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（指定納付受託者等の要件）

第百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

第百五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

2～6 （略）

- 現行制度上、支出事務を受託した者は、当該支出事務を第三者に再委託することはできないと解釈され運用されているが、再委託をすることのニーズがあり、住民の利便性の向上が図られるのであれば、再委託をすることができることとすべきか。この場合、支出事務を受託した者は、地方公共団体から委託を受けた支出の事務について、第三者に再委託を行うことができることを法令の規定により明確にするとともに、再委託について地方公共団体の許可を求める等の必要な手続の規定を置くべきか。
- 支出事務の再委託を行うことができることとした場合、再委託先にも受託者と同程度の主体制限を設けることが必要と考えられることから、受託者から再委託を受託する者についても受託者と同様の要件を設けることとすべきか。

(3) 受託者に係る手続等の規定について

- 現行制度において、受託者の行為規範として設定されている手続等はないが、地方公共団体の裁量と受託者の取り扱える事務の範囲を拡大することを踏まえて、公金の取扱いの公正性・厳正性の水準を確保する観点から新たな手続を加えるべきか。
- 例えば、現行制度においては、支出事務を委託する場合にあらかじめ必要な資金を交付することまでの定めはあるものの、支払の目的、相手方の特定の方法、支出額の算定・決定方法等の受託者が支出負担行為に相当する行為を行うに当たっての手続についての法令上の規定がないので、受託者における支出事務の適正化を図る観点から、これらの手続を法令により明確に定めることとしてはどうか。

(4) 地方公共団体によるチェック機能等について

- 現行制度において、受託者に対する地方公共団体のチェック機能として設定されている以下の検査権等は存置することとするか。
 - ・ 支出結果の会計管理者への報告義務（令165条の3第2項）
 - ・ 会計管理者による検査（令第165条の3第3項において準用する令第158条第4項）
- 支出負担行為も私人に委託することができることとする場合、公金の取扱いの公正性・厳正性の水準を確保する観点から、上記以外に地方公共団体によるチェック機能を新たに加えるべきことはあるか。